



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 3 年 6 月 1 1 日

住 所 大分県大分市大字久土字花影 1 8 4 番地の 6 4

氏 名 トーヨー木材工業株式会社
代表取締役 坂井 利博

不許複製

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 1 3 日	許可番号	大分市指令第 2 4 2 5 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類（当 該産業廃棄物に 石綿含有産業廃 棄物、水銀使用 製品産業廃棄物 及び水銀含有ば いじん等が含ま れる場合は、そ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 の 2 号に 規定する破砕施設（固定式兼移動式） 木くず、繊維くず （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有 ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除 く。）		
設 置 場 所	大分県大分市大字屋山字西ノ平 5 4 番 3 外 1 0 筆		
処 理 能 力	1 0 1 . 8 4 t / 日（8 時間 / 日）		
許 可 の 条 件	破砕施設を移動式として使用する場合、産業廃棄物を排出する 現場内に限る。		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を 受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4. 変更履歴 令和 3 年 6 月 7 日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 破砕施設の更新 MORBARK MODEL3600 → Doppstadt AK565K 処理能力：1 6 4 . 5 6 t / 日 → 1 0 1 . 8 4 t / 日		